

# 八潮市工業振興基金による支援制度について

この制度は、市内工業の振興を図ることを目的として、平成２０年４月に設置した「八潮市工業振興基金」を活用して、以下の事業等に対し、支援を行うものです。

## ◆対象事業等

### (１) 工業振興事業所の顕彰制度

国・県等が行う表彰を受賞し、市内工業の発展及びＰＲに寄与した市内の中小企業に対し、顕彰を行う制度です。

### (２) 産学官共同研究事業（助成事業）

市内の中小企業が必要とする技術課題を大学又は公設試験研究機関と共同研究する事業に対し、その経費の一部を助成します。

### (３) 国際規格等認証取得事業（助成事業）

市内の中小企業がＩＳＯ９００１・１４００１及びエコアクション２１の認証を新規に取得する際に、その経費の一部を助成します。

### (４) 工業新製品開発事業（助成事業）

市内の中小企業が一定の工業新製品開発を行った場合、その経費の一部を助成します。

### (５) 経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業（助成事業）

経営革新計画承認等を受けた市内の中小企業が機械装置・工具器具の購入・修繕を行った場合、その経費の一部を助成します。

## ◆支援の内容等

| 対象事業等                       | 支援の内容等                                                            |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 顕彰制度                        | 顕彰企業については、表彰状、盾等を贈呈し、あわせて当該企業のＰＲ等を行います。                           |
| 産学官共同研究事業                   | 研究事業に要した経費のうち、１／２に相当する額（１００円未満切り捨て）で、最高３０万円を限度に助成します。             |
| 国際規格等認証取得事業                 |                                                                   |
| ＩＳＯ９００１及び１４００１の認証取得         | 認証取得に要した経費のうち、１／２に相当する額（１００円未満切り捨て）で、最高３０万円を限度に助成します。             |
| エコアクション２１の認証取得              | 認証取得に要した経費のうち、１／２に相当する額（１００円未満切り捨て）で、最高１０万円を限度に助成します。             |
| 工業新製品開発事業                   | 一定の工業新製品の開発に要した経費のうち、１／２に相当する額（１００円未満切り捨て）で最高３０万円を限度に助成します。       |
| 経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 | 機械装置・工具器具の購入・修繕に要した経費のうち、１／２に相当する金額（１００円未満切り捨て）で、最高１０万円を限度に助成します。 |

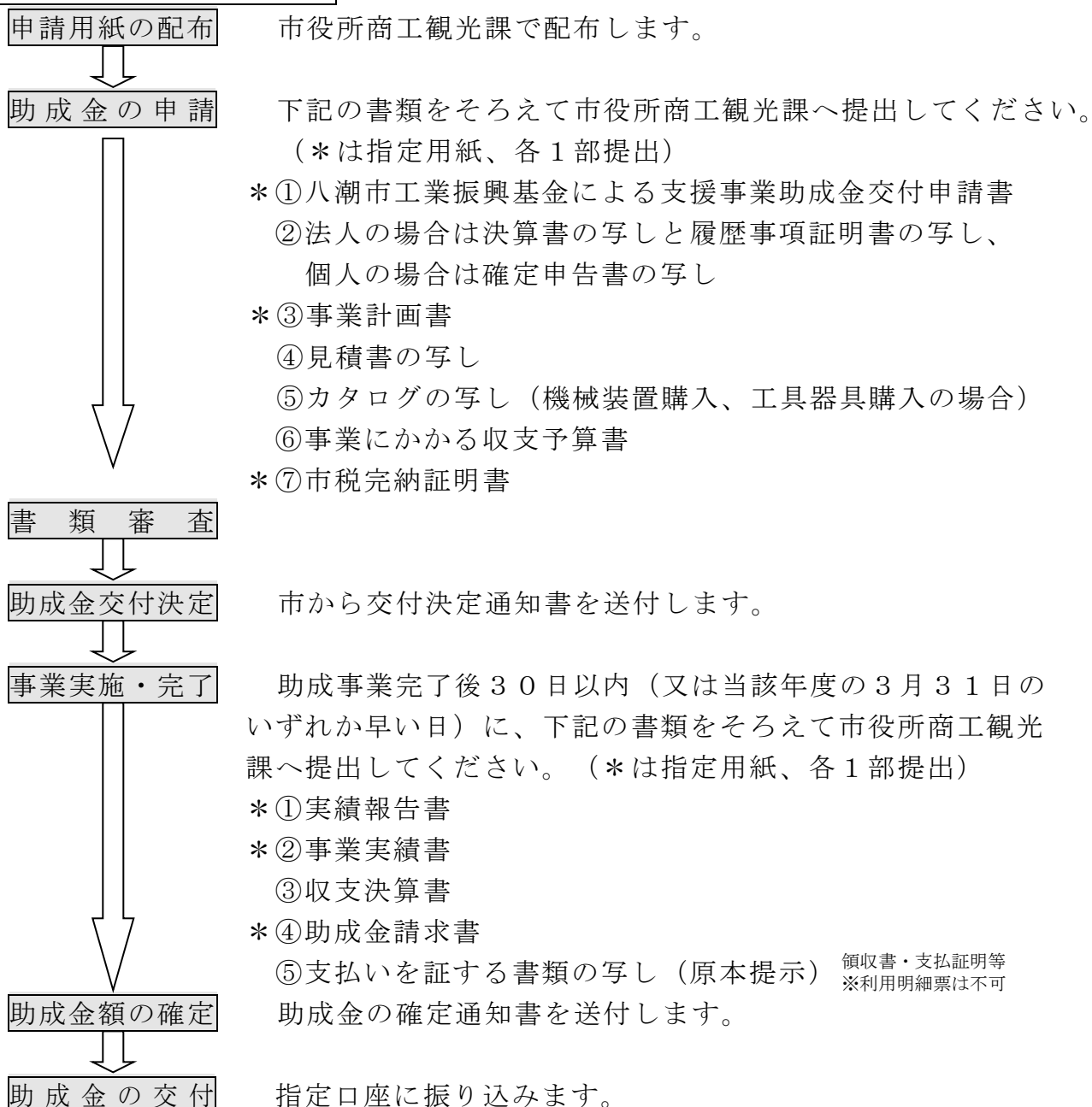
**◆助成事業の申し込み資格**（次の要件、全てに該当すること。）

- （１）市内において、引き続き１年以上住所（事業所）を有する方
- （２）納期の到来している市税を完納している方  
（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
- （３）他の制度による助成を受けていない方
- （４）過去に、本制度による同一事業の助成を受けていない方

**◆助成事業の受付期間** ⇒ 令和７年４月１日から令和８年１月３０日まで（原則、当該年度の２月末日までに研究事業・工業新製品開発事業が完了、認証を取得する、機械装置の購入、修繕、工具器具を購入する見込みがある場合に限り、申請を受け付けます）

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

**◆助成事業の手続きの方法**



領収書・支払証明等  
※利用明細票は不可

**◆申し込み・手続きの方法の問い合わせ先**

八潮市 商工観光課 TEL ０４８－９９６－２１１１（内線４７９）